

令和4年度 川崎市映像アーカイブ活用事業実施委託 仕様書

1 委託業務名称

令和4年度 川崎市映像アーカイブ活用事業実施委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 履行場所

川崎市内ほか

4 委託業務の概要・目的等

川崎市映像アーカイブは、川崎市が保有・管理している市政ニュース映像や記録映像をホームページで公開し、市民が自由に閲覧できるようになっており、市制100周年を見据えた地域映像アーカイブ事業として、市民のまちづくり意識の高揚、シビックプライド醸成を図ることを目的としている。

本事業は、2年後の市制100周年に向け、川崎市映像アーカイブをテーマ毎に短編映像として編集し、上映会用の映像及び周知用冊子の制作等を委託するものである。

5 業務内容

(1) 川崎市映像アーカイブを活用した映像制作

ア 制作本数

- ・10分程度の映像を3～4本制作する。

イ 制作イメージ

- ・川崎市映像アーカイブで公開されている映像を活用し、映像毎にテーマを設定する。
- ・今後、市内各所で上映会等イベントを実施する際に使用することを想定していることから、まちの過去の姿や人々の生活、今との違いに興味を持ち、川崎の未来を考えてもらう契機となるような内容とする。
- ・時代考証や、当時を知る方のエピソードなどの、興味を深める工夫を盛り込む。

(2) 川崎市映像アーカイブ周知用冊子制作

ア 冊子の形状・ページ数

- ・A5サイズ16ページ程度の成果物とする。折り加工は指定しないので内容に合わせた適切な形状とする。

イ 制作イメージ

- ・川崎市映像アーカイブで公開されている映像の紹介を中心とした内容とする。
- ・川崎市映像アーカイブを知らない市民に対して、事業を知ってもらい、さらに興味を深めてもらうための工夫を盛り込む。

ウ ARコンテンツ等を活用したまち歩き要素について

- ・冊子を通して、川崎のまちと川崎市映像アーカイブとをつなげるコンテンツを盛り込む。

- ・冊子を手に取りながら実際にまちへ出かけることで、川崎のまちを知り、新たな発見につながるような内容とする。

エ 印刷部数

- ・ 5,000 部

6 成果物

(1) 実施報告書

(2) DVD-VIDEO

納品記録メディア「DVD-ROM」 制作本数分

※一般的なDVDプレイヤーで再生可能な形式とする。

(3) 映像データ

納品記録メディア「DVD-ROM」 制作本数分

※WMV、MPEG 4、MOVの何れかのデータでハイビジョン画質にて記録し納品する。

(4) 著作権

成果物に係る受託者の著作権を成果物の引渡し時に川崎市に無償で譲渡するものとする。川崎市は、成果物を受託者の承諾なく自由に放映することができ、受託者は、川崎市が成果物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。

受託者は、映像制作に使用する映像素材や音源等について、使用に許諾が必要なものについて全ての手続きを行い、その費用も全て負担するものとする。

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を追うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

- ・当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、川崎市と協議の上、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

- ・業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の本旨に従い、川崎市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、制作物の内容等について適宜川崎市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、成果物の企画等において随時検討の結果について川崎市に提示・報告すること。
- (3) 受託者は、川崎市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、川崎市と十分協議すること。

- (4) 担当所管の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、国及び川崎市の関連法規等の内容も踏まえた上で、川崎市と綿密な協議を行いながら本委託業務を実施すること。
- (6) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて川崎市に帰属するものとする。また、川崎市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (7) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、川崎市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。